

中央市通学者鉄道利用料金助成金に関する Q&A

(随時更新)

(令和4年11月18日 現在)

Q1. 助成の対象となる大学等に、小・中学校や高校は含まれるのか。

A. 含まれません。

対象となるのは、山梨県外にある、大学、高等専門学校、専修学校、大学院、短期大学、予備校のみです。

Q2. 助成対象者の住民登録が中央市にされていれば、居住地が別であっても対象となるか。

A. 対象になりません。

住民登録が中央市にされており、かつその場所に現に居住していることが条件です。

Q3. 中央市に住んでいるが、最寄り駅は利用せず、車や自転車等で特急停車駅まで行き、そこから県外の大学最寄り駅まで通学している場合、助成の対象となるか。

A. 対象になります。

出発駅が山梨県内の駅であれば、対象になります。

※ただし、自宅と大学等との位置関係から、距離的・時間的にみて「合理的ではない」と思われる駅を利用されている場合、理由をお伺いしたり、追加の書類の提出を求められることがあります。

Q4. 第7条に「助成金の交付を受けようとする者又はその保護者」と書かれているが、保護者が自ら使用する目的で購入した通勤定期券も助成の対象となるのか。

A. 対象になりません。

本助成金の助成対象経費は、「県外の大学等に通学する学生」の通学定期券の購入費用のみです。保護者が自ら使用する目的で購入した通勤定期券は対象外です。

※第7条に「又はその保護者」と記載されている理由は、保護者が学生の通学定期券購入費用を負担した場合、学生本人ではなく保護者が直接助成金を受け取れるように配慮しているためです。

Q5. 助成の対象となる大学等に予備校が含まれているが、高等学校卒業程度認定(以下、高卒認定という)試験を受験するために通う予備校は対象になるか。

A. 対象になりません。

対象となる予備校は、高等学校を卒業し、大学または短期大学へ進学することを目的に通っている予備校のみです。

高等学校在学中に予備校の大学進学コースに通っている方→対象外

高卒認定未取得の方→対象外

高等学校を卒業し、予備校の大学等の進学コースに通っている方→対象

高卒認定試験に合格し、予備校の大学等の進学コースに通っている方→対象